



# 旭川市職員採用候補者資格試験 FAQ

**Q** どの区分に申し込んだらよいかわかりません。

**A** 旭川市の採用試験は大きく分けて、新卒枠（大学卒・短期大学卒・高校卒）、社会人枠、障害枠、資格・専門職枠の4つに分かれます。翌3月に卒業される方は「新卒枠」、社会人経験者は「社会人枠」、障害のある方は「障害枠」、資格職・専門職の方は「資格職・専門職枠」へお申込ください。また、新卒枠は大学卒30歳、短期大学卒28歳、高校卒26歳までの方で一定の勤務経験（※1）に満たない方が対象となります。

**Q** 複数の試験区分に申し込むことはできますか。

**A** 原則、重複はできません。ただし、一部試験で認めている場合もありますので、詳しくは試験案内を御確認ください。

**就職氷河期世代を対象とした試験は行いますか。**

**Q** ※「就職氷河期世代」とは、概ね1970（昭和45）年4月2日から1985（昭和60）年4月1日までに生まれた方をいいます。

**A** 就職氷河期世代のみを対象とした試験実施は予定していません。当市の社会人枠において、就職氷河期世代を含む一定の勤務経験（※1）を満たす方を受験可能としています。

**Q** 適性試験や筆記試験の過去問はありませんか。

**A** 公表していません。

**Q** 適性試験や筆記試験はどういう勉強をすれば良いですか。

**A** 書店で販売されている参考書や、公務員予備校を利用して勉強されている方が多いようです。ご自身の状況にあった方法で勉強を進めてください。

**Q** 面接試験はどのような形式ですか。

**A** 個人面接試験は受験者1人に対し、集団面接試験は受験者2～4人に対し、それぞれ複数の試験官と行う面接になります。時間は試験区分や選考段階で異なり、概ね10分～30分となります。

**Q** 合格すると「採用候補者」となりますが、採用されないことはありますか。

**A** 採用を辞退されたり、受験要件を満たさない（学校を卒業できない、資格・免許を取得できない、必要な職務経験年数を確認できないなど）ことが無い限りは採用となります。

※1 正規・非正規の区別なく、直近5年間で週29時間以上の勤務を同一企業において6か月以上継続して勤務した月が通算して36か月あれば受験資格を満たします。



# 旭川市職員採用候補者資格試験 FAQ

**Q 採用予定日はどのような形で決まりますか。**

**A** 原則は翌年4月1日での採用となります。10月1日に入庁する場合については、申込フォームで入庁が可能である旨回答いただいた方の中から、本市の職員状況及び応募者の都合を相談の上決定することとなります。回答いただいた方が全て4月1日以前での採用となるわけではありません。

**Q 合格後、採用までに修得すべき資格や知識はありますか。**

**A** 資格職の方は受験要件となっている資格の取得が必須です。それ以外の職種の方は特に習得必須の資格や知識はありませんが、地方公務員法や民法の知識、パソコンのスキルはあったほうが入庁後に役に立ちます。

**Q 市役所の職員寮はありますか。**

**A** 旭川市では職員寮はありませんので、ご自身で家を借りていただきます。

**Q 家はどの辺に借りたらよいですか。**

**A** 特定の推奨地域はありませんが、仕事に慣れるまでは中心部から近いところが無難です。ただし車をお持ちの方は、中心部だと駐車場代がかかる物件が多いので、その点も考慮してお選びください。

**Q 内定後の転居費用は支給されますか。**

**A** 自己負担となります。

**Q 職場の雰囲気はどのような感じですか。**

**A** 毎年人事異動で人が入れ替わり、人によって雰囲気も変わることが多いため、一概に市役所としての雰囲気をお伝えするのは難しいですが、明るく話をしやすい雰囲気職場が多いと思います。本庁舎はどなたでも来庁可能ですのでぜひ足を運んでみてください。

**Q 異動はありますか。**

**A** 新規採用職員は配属後概ね3～4年、それ以降は概ね4年の周期で部局を異動します。職場の状況や定員管理の関係で年数はずれることがありますので、あくまで目安として考えてください。

**Q 配属や異動の希望は通りますか。**

**A** 入庁後、異動希望は毎年所属長に提出する機会があります。しかし、人事異動は職員の資質のほか全体の調整の中で決めていくため、希望が通るとは限りません。



## 旭川市職員採用候補者資格試験 FAQ

**Q** 有給休暇はどのくらいありますか。

**A** 年次有給休暇は年間20日間付与されます。使用しなかった分は翌年に繰り越し、最大で40日間となります。その他に夏期休暇など有給になる特別休暇もあります。

**Q** 出産・子育てに関する休業・休暇はどのようなものがありますか。

**A** 産前産後休暇や育児休業、勤務の前後に最大2時間まで取得可能な部分休業のほか、子どもの負傷や疾病の際の家族看護休暇などがあります。

**Q** 育児休業を取っている人はどのくらいいますか。

**A** 本市ホームページにて公開しておりますので、そちらを御確認ください。  
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/762/765/d056297.html>